

第 22 回和光市駅北口土地区画整理審議会 会議録

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日（金）

駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

第 22 回 和 光 市 駅 北 口 土 地 区 画 整 理 審 議 会			
開 催 日	平成 25 年 11 月 29 日 (金)	開会時間	14 時 00 分
会 場	駅北口土地区画整理事業事務所	閉会時間	14 時 40 分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	石田 良子 大橋 利喜夫 齊藤 秀雄 富岡 征四郎 永戸 章義 本橋 喬 柳下 浩一 金子 正義 小島 英彦		建設部長 田中 義久 次長 天野 圭太 駅北口土地区画整理事業事務所 所長 榎本 一彦 主幹 市川 浩 主幹 永野 淳 所長補佐 庄 克典 所長補佐 入谷 学 技師補 安藤 崇男 傍聴 12 名
議 案	・平成 25 年度道路整備等予定箇所について【説明】		

発言者

議事

会長

只今から第 22 回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件の確認をいたします。事務局に本日の出席委員数の報告をお願いします。

事務局

はい。ご報告いたします。

本日の出席委員数は 9 名でございます。

会長

報告のとおり、本日の出席委員は 9 名でございますので、会議が成立しております。

次に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の署名委員は、議席番号 8 番の永戸委員さん、議席番号 1 番の富岡委員さん、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議を始めます。

本日は、議事はなく説明でありますので、会議は公開で行います。

土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第 3 に基づく傍聴者は、現在 12 名でございます。

これより傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

会長

それでは、開会に先立ちまして、和光市建設部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

部長

皆様こんにちは。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第22回和光市駅北口土地区画整理審議会を招集しましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から市政各般にわたり、ご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

前回の第21回の審議会では、換地設計及び仮換地指定について答申をいただきましたので、8月27日付けで仮換地指定の通知を発送し、全ての権利者の方に受領していただきました。ありがとうございました。

現在は、この仮換地指定処分に対して、審査請求書が提出されておりますので、対応しているところです。

今後におきましては、審査請求書が提出されている状況ではありますが、仮換地指定されたことにより、建物移転や工事を順次進めていきたいと考えております。これまで以上に権利者の方々へ丁寧な説明を心がけながら、1日も早い事業完了を目指してまいりたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議会におきましては、議事事項はございませんが、平成25年度道路整備等の予定箇所と来年度の工事の予定箇所についてご説明をさせていただくほか、現在の進捗状況についてご説明を申し上げます。

委員の皆様よろしくお願いいたします。

会長

只今、部長さんから挨拶がありましたように、本日は、議事事項はなく説明事項のみです。内容につきましては、「平成25年度道路整備等予定箇所について」の説明、その後、現在の進捗状況等についての説明があるということです。

では、本日の次第に沿って進めさせていただきます。

「平成25年度道路整備等予定箇所について」説明をお願いします。事務局、お願いします。

事務局

説明の前に資料の確認をさせていただきます。

お手元に「次第」、審議会資料といたしまして、A3版の「平成25・26年度工事予定箇所図」、以上2枚です。それぞれお持ちでしょうか。よろしいですか。

それでは、初めに「平成25年度道路整備等予定箇所について」ご説明を申し上げます。主幹の永野よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

事務局

永野と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日お配りした「議事次第」におきましては、「平成25年度道路整備等予定箇所について【説明】」と表記されておりますが、今回26年度の工事の予定箇所につきましても、併せてご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料「審議会資料1 平成25・26年度工事予定箇所図」をご覧ください。なお、前面スクリーンにも映しておりますので、ご覧ください。

こちらは、道路築造や整地工事、上下水道工事などの整備を予定している箇所を表示したものです。青色で表示されているところが平成25年度の工事予定箇所、ピンク色で表示されているところが、平成26年度の工事予定箇所になります。

それでは、番号順に説明させていただきます。

①外環自動車道の東側で、現在は閉鎖されていますが、東妙蓮寺広場として利用していた場所で、市有地として管理しているところです。

工事内容は、道路築造工事、整地工事、上下水道工事となっております、そのうち道路築造工事と整地工事については、11月の入札で請負業者が決定しております。上下水道工事につきましては、来年の1月の入札を予定しております。

道路築造につきましては、区6-13号線、区6-11号線の2路線で、幅員は6m、延長は合計で92.3m、道路面積は419.8㎡となっております。

区6-13号線は路盤までの整備、区6-11号線は舗装までの整備を予定しています。

また、青色の斜線につきましては、宅地の整地工事となっております、整地面積は2,952㎡を予定しております。

1月入札予定の上下水道工事につきましては、区6-13号線に整備する予定で、整備延長が45mとなっております。

続きまして②についてご説明させていただきます。

工事箇所は、外環自動車道の西側で、事業決定後に先行取得をして、現在市有地として管理をしているところです。工事内容は道路築造工事で、2路線あります。

一つ目が区8-1号線で幅員が8m、もう一つが特4-1号線で、幅員が4mの歩行者専用道路となっております、延長は合計で、65.5m、道路面積は424㎡となっております。2路線とも路盤までの整備予定となっております。

②の工事は、12月入札を予定しております。

続きまして、平成26年度の工事予定箇所をご説明いたします。

平成26年度につきましては、今年度工事箇所の周辺の整備を予定しています。

まず、外環自動車道の東側③になります。こちらは、現在、東妙蓮寺児童遊園地となっているところの西側で、現在行き止まりの道路となっているところです。工事内

容は、道路築造工事で、公園側へ拡幅する形で、幅員6m、延長44.2mで整備する予定となっております。

続きまして、外環自動車道の西側の④になりますが、いなげやさんの店舗と駐車場の敷地の南側及び東側の部分になります。工事内容は、道路築造工事と整地工事で、道路については、区6-1号線と区6-2号線の2路線で、幅員6m、延長が88.8m、また、区6-1号線の道路を築造することにより、外環側道からの出入り口が必要となることから、現在歩道となっている箇所について、外環側道の車道の高さにすりつける工事を行います。

その他、斜線になっている箇所について、部分的ではありますが、整地工事を行う予定であり、3,271㎡の整地面積となっております。

以上で工事予定箇所の説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。ご質問がありましたら、お願いいたします。

はい。どうぞ。

A委員

今の（スクリーン）出してください。

事務局

ちょっとお待ちください。

A委員

よろしいですか。平成26年工事の中で、④の部分ですけど、これが先程言った道路の6-1号線の道路と6-2号線の道路と言いましたね。そのとき6-2号線の道路のとき、東側を指しましたが、これが6-2号線の一部ですね。平成26年度の斜線の中で、西側も6-2号線の一部だと思うんですけど、こっちはたぶん整地工事だと思うんですけど、この中で斜線の向きがちょっと違っているんですけど、これとこれとは同じ平成26年の工事でしょうか。それが一つ。

二つ目は、この部分の道路は平成26年度で工事をするんでしょうか、しないんでしょうか。要するに、ピンクの区域の中ですね。ですから、この部分も道路の6-2号線の中に入るわけですよ。だけど、これは斜線になっています。これは塗りつぶされています。これも道路の一部だと思います。どうしてこれは違った色で区別しているのか、それを聞きたいと思います。

会長

はい。事務局、説明願います。

事務局

今、A委員さんからご質問がありました区6-2号線の道路築造につきましては、平成26年度の部分は東側の道路の部分が道路築造の対象となっております。こちらの斜線となっている箇所、こちらと同じく、ここまでが6-2号線となっておりますが、こちらの部分につきましては、あくまで整地ということで粗造成的な整地工事をやらせていただきますので、まだ道路築造はしないような形となっております。

A委員

それと、もう一つの質問で斜線の向きが違いますね。

事務局

斜線はちょっとわかりづらいんですけど、横方向で同じ向きになっています。

A委員 そうですか。僕の目の錯覚かもしれませんね。

事務局 両方とも同じような整地の仕方ということですか。

A委員 はい。

会長 わかりました。

 他に何かございますか。

B委員 B委員さん。

B委員 ④南側のここは何で残すんですか。ここと一緒にやらないで、予定から外すという
のは。

会長 はい。事務局。

事務局 こちらの部分につきましては、現在こちらの建物がある関係で、まず建物にかから
ない部分ということで、北側のほうを一体的に整地をかけていくような形で考えてお
りますので、また次の段階で工事を考えております。

会長 よろしいですか。

B委員 わかりました。

会長 他に何かございますか。

C委員 25年度というのは今度の3月までを言いますよね。着工の予定というような感じ
ですか。終了の予定という感じですか。

事務局 平成25年度の工事につきましては、年度内の工事になりますので、3月までに工
事を完了させる予定です。

C委員 今から25年の末というのは半年もないわけですけど、26年度はさらに1年ある
んですけども、それくらいしかできないということですか。

事務局 はい。仮換地指定も8月ということで、工事が実際11月に入札したわけですので、
年内かもしくは年明けぐらいの工事ということで、工期的に考えれば、工事のエリア
としてはこちらの部分①とこちらの部分②ということで、施工を考えた中での工事量
となっております。

C委員 1年ごとにだいたいそれくらいしか進めないということですか。

事務局 また、26年度、27年度と、工事が進んでいくわけですけども、その中では
エリアごとに建物移転等ありますけれども、工事量を決めた中で範囲が広がったりと
か狭まったりというような形でいきます。

C委員 今立てられる26年度の予定がそれだけで、進み具合によってはもっと広がるかも
しれないしできなくなるかもしれないということですか。

事務局 そうなります。

C委員 わかりました。

会長 他に何か質問ございますか。

工事関係についてはよろしいですか。

それでは、工事関係につきましては以上のとおりですが、続きまして、事務局で何か説明がありましたらお願いします。

事務局

それでは、現在の進捗状況としまして、まず入谷から審査請求提出状況等のご説明をさせていただきたいと思います。

事務局

それでは、私から現在の進捗状況ということで、仮換地指定処分に対する審査請求書の提出状況についてご説明いたします。

先程部長から説明がありましたように、前回の審議会開催後に8月27日付けで権利者246人に対して、仮換地指定通知、仮に権利の目的となる宅地指定通知、使用収益停止の通知、この3種類の通知を配達証明により郵送いたしました。

通知の受領状況につきましては、不在や受領拒否、宛先相違により事務所に返送された通知がありましたが、9月26日までに全ての権利者の受領が完了しております。

この仮換地指定等の通知に対しましては不服がある場合は、通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求を提出することができることになっており、今日現在、審査請求書は44件、36人の権利者から埼玉県へ提出されている状況です。

審査請求書につきましては、埼玉県より弁明書の提出を要求されていますので、市では弁明書の作成と提出を順次行っているところです。

以上で説明を終わります。

事務局

続きまして、25年度から工事を着工していくというご説明を申し上げたところですが、工事の着工にあたりましては、安全祈願ということもあり、和光市が主催いたしまして起工式を執り行う計画です。

日にちにつきましては、平成25年12月17日（火）午前10時30分から、場所は東妙蓮寺広場、現在閉鎖していますので、旧広場ということになりますが、その前は三菱油化の跡地です。そちらの場所で行っていききたいというような計画です。

開催の概要につきましては、まず出席者ですが、和光市長が出席をいたしまして、その他関連の職員が出席させていただきます。また、ご来賓として予定しておりますのは、県議会議員、市議会議員の皆様方、そして本日お集まりの土地区画整理審議会委員の皆様方、そして商工会の方です。時間的には30分。なお、安全祈願という形での式典ですので、挨拶をしていただいて、鍬入れを行っていくというような形式での予定をしております。

それから、来賓の中には地区内の自治会長さんもお招きしたいと考えております。以上です。

会長 事務局の説明はそれでよろしいですか。

事務局 はい。

会長 今事務局から二つの説明がございました。

一つは現在の進捗状況についてということでご説明がありました。その関係について、何かご質問がありましたらお願いいたします。区切ってしたいと思います。

D委員 一つだけ。

会長 はい、どうぞ。

D委員 同意率のバランスで、審査請求44件36名ということですが、相変わらず同意率は78%台なんですか。

事務局 これまで、仮換地案の中での合意形成ということでご説明した数字が概ね78.8%で、8割の方にご賛成いただいているということでご説明申し上げました。しかしながら、44件出ておりますけれども、実質的には36人ということ。仮換地案のときには、ご理解を得られていない方というのは51人いたわけですから、それに比べれば36人ということ若干の減少になっているというふうには考えております。

会長 よろしいですか。

D委員 はい。

会長 他に何かございますか。

ないようでしたら、次の起工式の関係について何かご質問がありましたらお願いいたします。起工式は安全祈願ということで、今聞いた話では小規模におやりになるというような感じ。それでは、以上事務局の説明の「現在の進捗状況について」と「起工式について」を終わりたいと思います。

その他、事務局、何かございますか。特にございませんか。

事務局 はい。

会長 審議委員の皆様方で何かその他ご質問等ありましたらお願いします。

E委員 いいですか。

会長 はい、どうぞ。

E委員 先程の最初の話に戻りますけれども、工事の予定箇所が25年度、26年度のこちらの図面でいくと、先程Cさんがおっしゃっていましたが、26年度がかなり思ったよりも進まないというか、今の予定でいくと。最初にあなたの場所は何年度ですよというのをいただいていますよね。それを目安にして、うちなんかの場合、個人的なことなんですけれども、アパートとかテナントとかがいる関係上、その時期を早めに教えていただかないと、その辺の取引と言いましょ、決め事があるものですか

ら、今のこの感じでいくとやはりかなりそれは遅れてきているんでしょうかね。

会長

はい。事務局、説明願います。

事務局

はい。先程もご説明申し上げました平成26年度の工事については、箇所が少ないのではないかと、というようなご意見がございました。お答え申し上げたところでは、今可能な範囲という形で26年度の色付けをしております。これから、権利者皆様方に工事等の依頼、その工事の依頼の前には補償の話がございますから、補償の話をさしあげて、そして交渉をしていきまして、できる限り、平成26年度の工事面積を増やしていけるように、頑張っていきたいというふうに考えております。

そして、また皆様方には、概略換地、そして仮換地案の説明会のときに、概ねの施工範囲という形でのご説明を申し上げたところですが、やはりこういった補償、それから工事という一連の中にあつて、なおかつご理解を得られていない方もいるという中では、多少その施工範囲を変えながらやっていくということで考えております。

しかし、皆様方のご意見の中には、やはり計画通りやっていただきたいというご意見が大変強いということでの認識はございますので、なるべく施工計画に沿って進めさせていただければというふうに考えております。

E委員

ありがとうございました。

会長

よろしいですか。

E委員

はい。

会長

その他何かございますか。はい、どうぞ。

A委員

不服審査請求の件ですけど、地域内で全部で256件の物件があつて、そのうちの44件の土地に対して不服審査が出されたと言われましたね。それに対しての人数は44件、36人と言われました。全体の物件数が256件で、所有者、地権者が276人と我々は聞いていますけど、その数字は変わりないですか。276人の地権者がいる。それに対して、物件数が256件ある。要するに一つの物件に対してひとり以上の地権者がいることもあるわけですね。ですから、物件数よりも地権者の数のほうが多いわけですね。それに対して、現在の不服審査の提出の数が44件で、人数としては36名と言われました。256件の物件の中で、地権者が276人います。僕の記憶では、まず、それが正しいかどうか言ってください。

会長

数字の確認ですが、わかる範囲内で。

事務局

44件、36人という形なんですけれども、これはおひとりが何通も出しているということになります。ですから、おひとりが2通、もしくは3通とかそういう複数の、形を出しておりますから、44件出ていますが、人で計算すれば36人の方が提出しているということです。

それともう一つ、246人に対して発送いたしましたということになりますけれども、この246というのは全権利者数が共有者も全部相殺いたしまして、おひとりおひとり数えた数字です。これが246人です。

A委員

246人ですか。276と載っていましたけど。

会長

Aさんは、今256人というふうにおっしゃっていますが。

A委員

いや、256件の物件数ですね。

会長

物件数ですか。

A委員

物件数が256件で、276人いて、僕は今までの記憶ではそうなっていますが、確認のための質問です。

会長

数字的な確認で、わかる範囲内で説明してください。

事務局

276という数字にご記憶があるということですが、共有者をおひとりおひとり数えていけば、実際には276名、それを個人と共有おひとりおひとりそれぞれまとめれば、全権利者数というのは246人ということです。

A委員

256件の物件があるということですね。

事務局

256という数字は、わからないのですが。

A委員

265でした。ごめんなさい。

事務局

246件のうち44件の不服審査が出たということですね。

A委員

44件36人です。
それが36人であったということですね。というのは、1つの物件に対して、ひとりの人が2つの物件を持っている可能性もあったということですね。そういうことから、件数も多いということですね。

事務局

そうなります。

A委員

人数もすくない。わかりました。そのような数え方をしているということですね。

事務局

はい。

会長

他に何かございますか。

事務局も他にないですか。あったらどうぞ。

事務局

次回の日程等についてですが、今お話しました工事を進めてまいりますので、進捗状況、途中経過等について皆様方にご説明したいと思います。工事の進捗状況を見て、調整をさせていただいてご連絡を差し上げたいというふうに考えております。

会長

それでは、質問もないようですので、本日の審議会は終了したいと思います。ご苦勞様でした。ありがとうございました。